

事業主・労働者の皆さま

# 育児・介護休業法に関する

## 特別相談窓口を設置しています

改正育児・介護休業法（R7.4～段階的に施行）の内容や現行制度に関するお問合せのほか、「育児休業を取得させてもらえない」等のご相談にも対応いたします。

窓口へのご来室に限らず、電話での相談もお受けいたします。

中小企業事業主の皆さま、また女性労働者に限らず、男性労働者やパート・有期雇用労働者の方もお気軽にご相談ください。

担当部署：滋賀労働局 雇用環境・均等室

相談窓口：滋賀労働総合庁舎 4階

滋賀県大津市打出浜14番地15号

077-523-1190（電話相談も可能です）

受付時間：8:30～17:15（12:00～13:00、土日祝・年末年始を除く）